

 共犯とは？

 「共犯というと」

 「犯罪の主体が複数になる場合のことだね。きちんと定義すると、2人以上の者が共同して犯罪を実現するあらゆる場合のこと」

 「共犯の種類には、**任意的共犯**と**必要的共犯**があるわね」

 「法律の上では単独犯として規定されている犯罪を2人以上の行為者で共同して行う場合が**任意的共犯**、法律上で2人以上の者が共同して犯行を行うことが予定されている犯罪が**必要的共犯**となるね」

 「そして、任意的共犯はさらに、**共同正犯**（60条）、**教唆犯**（61条）、**従犯**あるいは**幫助犯**（62条）に分類できるわ」

 「必要的共犯は、複数の行為者の互いに対向した行為が存在することが要件とされる**対向犯**、犯罪の成立には同一の目標に向けられた多衆の共同行為が必要とされる**多衆犯**があるね」

 「**重婚罪**（184条）や**賄賂罪**（197条～198条）のような犯罪が**対向犯**、**内乱罪**（77条）や**騒乱罪**（106条）のような犯罪が**多衆罪**。でも、**談合罪**（96条）や**凶器準備集合罪**（208条の2-1）のような犯罪を**会合犯**とすることもある」

 対向犯で、法律が一方だけを処罰し、もう片方を処罰していないという場合には、他方が**任意的共犯**として処罰されるだろうか？